

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱 第 3 部第 2 章第 1 節（内生部門）、第 2 節（最終需要部門）及び第 3 節（粗付加価値部門）の修正

平成 26 年 3 月 24 日修正

修正後			基本要綱原文										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1113-01</td> <td>1113-011</td> <td>冷凍魚介類</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 農林水産省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び 0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。                      （品目例示）（略）</p>	列コード	行コード	部門名称	1113-01	1113-011	冷凍魚介類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1113-01</td> <td>1113-011</td> <td>冷凍魚介類</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 農林水産省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び 0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。<u>船上冷凍も含める。</u>                      （品目例示）（略）                      （注 意 点） <u>船上冷凍魚は、「0171-011 海面漁業（国産）」から本部門に生鮮魚を産出。</u></p>	列コード	行コード	部門名称	1113-01	1113-011	冷凍魚介類
列コード	行コード	部門名称											
1113-01	1113-011	冷凍魚介類											
列コード	行コード	部門名称											
1113-01	1113-011	冷凍魚介類											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3331-01</td> <td>3331-011</td> <td>電子応用装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 経済産業省                      （定義・範囲）（略）                      （品目例示） 医療用 X 線装置、産業用 X 線装置、<u>産業用テレビジョン装置</u>、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品                      （平成 17 年表からの変更点）（略）</p>	列コード	行コード	部門名称	3331-01	3331-011	電子応用装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3331-01</td> <td>3331-011</td> <td>電子応用装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 経済産業省                      （定義・範囲）（略）                      （品目例示） 医療用 X 線装置、産業用 X 線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品                      （平成 17 年表からの変更点）（略）</p>	列コード	行コード	部門名称	3331-01	3331-011	電子応用装置
列コード	行コード	部門名称											
3331-01	3331-011	電子応用装置											
列コード	行コード	部門名称											
3331-01	3331-011	電子応用装置											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4711-02</td> <td>4711-021</td> <td>工業用水</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 経済産業省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」を行う活動を範囲とする。                      （平成 17 年表からの変更点）（略）                      （注 意 点） <u>①本部門は、工業用に供する水（水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）の供給を行う活動（「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業）が該当する。</u>                      ②「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める</p>	列コード	行コード	部門名称	4711-02	4711-021	工業用水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4711-02</td> <td>4711-021</td> <td>工業用水</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 経済産業省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち「<u>工業用水道事業法</u>」に基づき工業用水の供給を行う活動を範囲とする。                      （平成 17 年表からの変更点）（略）                      （注 意 点） 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める</p>	列コード	行コード	部門名称	4711-02	4711-021	工業用水
列コード	行コード	部門名称											
4711-02	4711-021	工業用水											
列コード	行コード	部門名称											
4711-02	4711-021	工業用水											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5789-04</td> <td>5789-041</td> <td>航空施設管理（国公営）★★</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 国土交通省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体が設置し、及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動及び 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活動を範囲と</p>	列コード	行コード	部門名称	5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★	<table border="1"> <thead> <tr> <th>列コード</th> <th>行コード</th> <th>部門名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5789-04</td> <td>5789-041</td> <td>航空施設管理（国公営）★★</td> </tr> </tbody> </table> <p>（担当府省庁） 国土交通省                      （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体の行う<u>空港（第一種、第二種及び第三種）</u>、公共用ヘリポートの管理活動及び 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活</p>	列コード	行コード	部門名称	5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★
列コード	行コード	部門名称											
5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★											
列コード	行コード	部門名称											
5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★											

する。  
 (品目例示) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) (略)

動を範囲とする。  
 (品目例示) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) (略)

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) (略)  
 (品目例示) 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、広告制作(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、貸スタジオ、プリプロダクション、ポストプロダクション  
 (平成17年表からの変更点)  
 ① 平成17年表において「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。  
 ② (略)  
 (注意点) (略)

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) (略)  
 (品目例示) 映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ、レコード制作業(音楽出版)、ラジオ番組制作業、広告制作業(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設備のないもの)  
 (平成17年表からの変更点)  
 ① 平成17年表において「8519-09、-099 その他の事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。  
 ② (略)  
 (注意点) (略)

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省  
 (定義・範囲) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) ①電子メディアも本部門に含める。  
 ②平成17年表において、平成12年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省  
 (定義・範囲) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省  
 (定義・範囲) (略)  
 (品目例示) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) ①電子メディアも本部門に含める。  
 ②平成17年表において、平成12年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省  
 (定義・範囲) (略)  
 (品目例示) (略)  
 (平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
------	------	------

列コード	行コード	部門名称
------	------	------

7711-00		調整項
---------	--	-----

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する、輸出品の国内流通に係る消費税を計上する。輸出について消費税は免税であるが、輸出品の国内における流通過程(生産地から輸出港に至るまでの流通過程)では消費税が課される。そのため、輸出業者は、輸出品の国内における流通過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。産業連関表上、財の国内生産額は、このように還付される分も含んだ額で計上しているが、輸出額は、還付分を控除した形で計上している。そこで、行部門における国内生産額とその内訳とのバランスを確保するため、本部門で還付分を計上する。

(平成17年表からの変更点)

- ① (略)
- ② 輸出品に関する内容であるが、あくまで、国内の流通過程で発生したものを計上する部門であることから、「輸出計」の内訳から外し、「国内需要」の1部門として位置付けを変更。

7711-00		調整項
---------	--	-----

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で、消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額は、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

(平成17年表からの変更点)

- ① (略)
- ② 「輸出計」の内訳から外し、「国内需要」の1部門として位置付けを変更。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額(当該年次に日本国内で生産された財の輸出額)を計上するという観点から、再輸出品(輸入された後、国内で需要されることなく、輸出されたもの。すなわち、国産品ではないもの)及び再輸入を前提とする輸出品(国産品が国内で需要されることと実態として変わらない。)を控除するとともに、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

(品目例示) (略)

(平成17年表からの変更点) (略)

(注意点) 貿易統計では、輸出品についてFOB価格で評価されており、本部門もそれを用いている。しかし、FOB価格は、財の金額の中に生産工場から本船までの間に要した商業マージン及び国内貨物運賃が含まれており、購入者価格に相当するものとなっている。そのため、生産者価格評価表で記録する場合、同表の一般的な取扱いと同様、各財については、商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた額を計上し、各財の商業マージン及び国内貨物運賃については、商業及び運輸部門に一括して計上する。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画(肉筆のもの)、こつとう(製作後100年を超えたもの)、中古タイヤ、中古自動車等については国内品と同様、マージン相当額のみ計上する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まない。

本部門は、FOB価格(船積価格)で評価する。

(品目例示) (略)

(平成17年表からの変更点) (略)

(注意点) 輸出(普通貿易)は、FOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサ

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサ

サービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出（直接購入）」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦の運輸（保険）事業者が受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸（保険）サービスを、貿易という場面で提供（輸出）したもの」と考え、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表との対応（概要）については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」に記載した表のとおり。

（品目例示）（略）

（平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点） 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

サービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸出（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表の対応については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」に記載の表のとおり。

（品目例示）（略）

（平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点） ① 産業連関表における輸出（普通貿易）はFOB価格で評価、輸入（普通貿易）はCIF価格で評価されるため、海上等における運賃保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、貨物運賃・保険に関しては、本邦（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

（品目例示） 訪日外国人旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

（平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点）（略）

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

（品目例示） 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

（平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点）（略）

列コード	行コード	部門名称
8411-01		（控除）輸入（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額（当該年次に日本国内で需要された外国産の財の輸入額）を計上するという観点から、再輸入品（輸出された後、外国で需要されることなく、輸入された財。すなわち、日本国内で生産された財）及び再輸出を前提とする輸入品（国内需要されることなく輸出される財の輸入）を控除し、また、書画、こつとう、中古タイヤ、中

列コード	行コード	部門名称
8411-01		（控除）輸入（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除し、また、書画（肉筆のもの）、こつとう（製作後100年を超えたもの）、中古タイヤ、中古自動車等についても控除するとともに、その国内取引に係るマージンをコスト商業に計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国

古自動車等についても控除する。  
 なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

（品目例示）（略）  
 （平成17年表からの変更点）（略）

連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

（品目例示）（略）  
 （平成17年表からの変更点）（略）

列コード	行コード	部門名称
8411-02		（控除）輸入（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入（直接購入）」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦の運輸（保険）事業者が受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸（保険）サービスを、貿易という場面で提供（輸出）したもの」と考え、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出（特殊貿易）」に計上する。例えば、本邦の運輸事業者が輸入品の輸送について、収入を得たとしても、本部門には計上しない（本部門に計上すると、収入を得たにもかかわらず、国内生産額を減額してしまう。）。

なお、外国の運輸事業者に対する用船料や用機料の支払については、本部門に計上されるが、外洋輸送、国際航空輸送において自部門投入されることで、行部門としては相殺される。

国際収支表と産業連関表との対応（概要）については、次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	受取	支払	受取	支払	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払	○		○		○	
非居住者の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
居住者の支払					○	
非居住者の支払					○	
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払						
非居住者の支払						
輸入に係るもの						
居住者の支払		○		○		
非居住者の支払		○		○		

（品目例示）（略）  
 （平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点） ① 産業連関表における輸入（普通貿易）はC I F 価格で評価・計上するため、貨物

列コード	行コード	部門名称
8411-02		（控除）輸入（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸入（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、防衛省関係の隊員等の個人消費等）

② 建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出（特殊貿易）」に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表の対応については、次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払	○		○		○	
輸入者（非居住者）の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者（居住者）の支払					○	
輸入者（非居住者）の支払					○	
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払						
輸入者（非居住者）の支払						
輸入に係るもの						
輸出者（居住者）の支払		○		○		
輸入者（非居住者）の支払		○		○		

（品目例示）（略）  
 （平成17年表からの変更点）（略）

（注 意 点） ① 産業連関表における輸入（普通貿易）はC I F 価格で評価するため、特殊貿易に

運賃や貨物保険について輸入（特殊貿易）でも計上すると、その分が重複する。このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入（特殊貿易）には計上されない。

② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」に含める。

において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、産業連関表の運賃・保険の輸入（特殊貿易）はありえない。

② 観光旅行による財・サービスの消費は、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 日本人の海外旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

(平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) (略)

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

(平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) (略)

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(平成17年表からの変更点) (略)

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。また、「輸入」欄と並行して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱う。再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取り消しとして扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(平成17年表からの変更点) (略)  
 (注意点) 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の「普通貿易+関税+輸入品商品税」の額を計上する。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省  
 (定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) (略)  
(平成17年表からの変更点) (略)

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料(雇用主負担)
	9113-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省  
(定義・範囲) (1) (略)

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ)客が直接雇用者に手渡すもの、ロ)客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものであり、したがって、イ)もロ)もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ)を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ)のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給(議員歳費)は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給、役員賞与

企業のコストとして役員に支払った額である。

② 社会保険料(雇用主負担)

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例被保険者を含む。)

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税(以下、「輸入品商品税」という。)が課税される。輸入品商品税については、輸入品と国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、「8511-00(控除)関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) (略)  
(平成17年表からの変更点) (略)

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料(雇用主負担)
	9113-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省  
(定義・範囲) (1) (略)

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ)客が直接雇用者に手渡すもの、ロ)客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって、イ)もロ)もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ)を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ)のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給(議員歳費)は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料(雇用主負担)

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例被保険者を含む。)

- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 厚生年金基金等
- e 船員保険
- f 私立学校教職員共済
- g 雇用保険
- h 労働者災害補償保険
- i 子ども手当
- j 国家公務員共済組合
- k 地方公務員等共済組合
- l 国家公務員災害補償基金
- m 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分と介護分の保険料が含まれている。  
 さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及びl、mの中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）とする。  
 また、d 厚生年金基金等の社会保険料（雇用主負担）には、上乗せ給付に係る掛金は含めない。

③ その他の給与及び手当

- a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額  
 退職年金等の掛金及び支給額とは、厚生年金基金の上乗せ給付にかかる掛金、中小企業退職金共済制度等への掛金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）への掛金、企業独自年金支給額である。  
 退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。
- b 現物給与  
 現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。
- c 給与住宅差額家賃  
 雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。
- d 社会保険に関する上積給付金  
 社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。
- e 財産形成に関する費用  
 雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。  
 (a) 私的保険制度への拠出金  
 (b) 持家援助に関する費用  
 (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

(平成17年表からの変更点)

平成17年表コード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。  
役員賞与を「賃金・俸給」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金

- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 厚生年金基金等
- e 船員保険
- f 日本私立学校振興・共済事業団
- g 雇用保険
- h 労働者災害補償保険
- i 子ども手当
- j 国家公務員共済組合・同連合会
- k 地方公務員等共済組合・同連合会
- l 国家公務員災害補償基金
- m 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。  
 さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。  
 また、d 厚生年金基金等の社会保険料（雇用主負担）には、上乗せ給付に係る掛金は含めない。

③ その他の給与及び手当

- a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額  
 退職年金等の掛金及び支給額とは、厚生年金基金の上乗せ給付にかかる掛金、中小企業退職金共済制度等への掛金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）、確定年金積立（掛金）額（雇用主負担分）、企業独自年金支給額をいう。  
 退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金をいう。
- b 現物給与  
 現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストを計上する。
- c 給与住宅差額家賃  
 雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。
- d 社会保険に関する上積給付金  
 社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険、健康保険などが挙げられる。
- e 財産形成に関する費用  
 雇用主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。  
 (a) 私的保険制度への拠出金  
 (b) 持家援助に関する費用  
 (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

(平成17年表からの変更点)

平成17年表コード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金



<p>(担当府省庁) 内閣府  (定義・範囲) <u>経常補助金は、</u>  ① <u>産業に対して支払われるものであること、</u>  ② <u>産業の経常費用を賄うために交付されるものであること、</u>  ③ <u>財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、</u>  <u>の3つの条件を満たす経常交付金を範囲とする。</u>  <u>一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は、補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われるものであり、産業連関表の対象としていない。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転についても、補助金ではなく、資本移転に分類されることから、産業連関表の対象としてない。</u></p> <p>(平成17年表からの変更点)  ① 平成17年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。  ② <u>本部門の定義・範囲について、国民経済計算上での取扱いと同様の記載にする。</u></p>	<p>(担当府省庁) 内閣府  (定義・範囲) ① <u>経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含める。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。</u>  <u>なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。</u>  ② <u>経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食料安定供給特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。</u></p> <p>(平成17年表からの変更点)  平成17年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。</p>
---	--